

県営水道における水道料金の減免制度見直しについて

県営水道事業の運営につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

水道料金の減免制度について、負担の公平性の確保の観点から見直しを進める中で、昨年からは福祉・医療団体の方々にご説明させていただき、ご意見等を伺ってまいりましたが、この度、見直し内容を決定しましたので、お知らせいたします。

県営水道では、今後とも、お客さまの快適な生活と社会経済活動を支える災害に強いライフラインとして、災害対策や老朽施設の更新等の事業を着実にを行うとともに、常に効率的な経営に努め、お客さまに安全で良質な水を安定的にお届けするための事業運営を継続してまいりますので、県営水道へのご理解とご協力をお願いいたします。

<見直し内容>

1 個人に対する減免

生活保護費受給世帯について、平成27年4月から減免制度を廃止します。

2 民間社会福祉施設等に対する減免

平成27年4月から減免率を段階的に引き下げ、平成31年4月から廃止します。

	現行	27年 4月～	28年 4月～	29年 4月～	30年 4月～	31年 4月～
民間社会福祉施設	40%	32%	24%	16%	8%	廃止
民間医療施設	10%	8%	6%	4%	2%	廃止

なお、「障害者就労施設」及び「障害者グループホーム等」については、段階的に引き下げ、当面は減免率を20%に見直します。

	現行	27年 4月～	28年 4月～	29年 4月～	30年 4月～
障害者就労施設 ※1 障害者グループホーム等 ※2	40%	35%	30%	25%	20%

※1 障害者就労施設

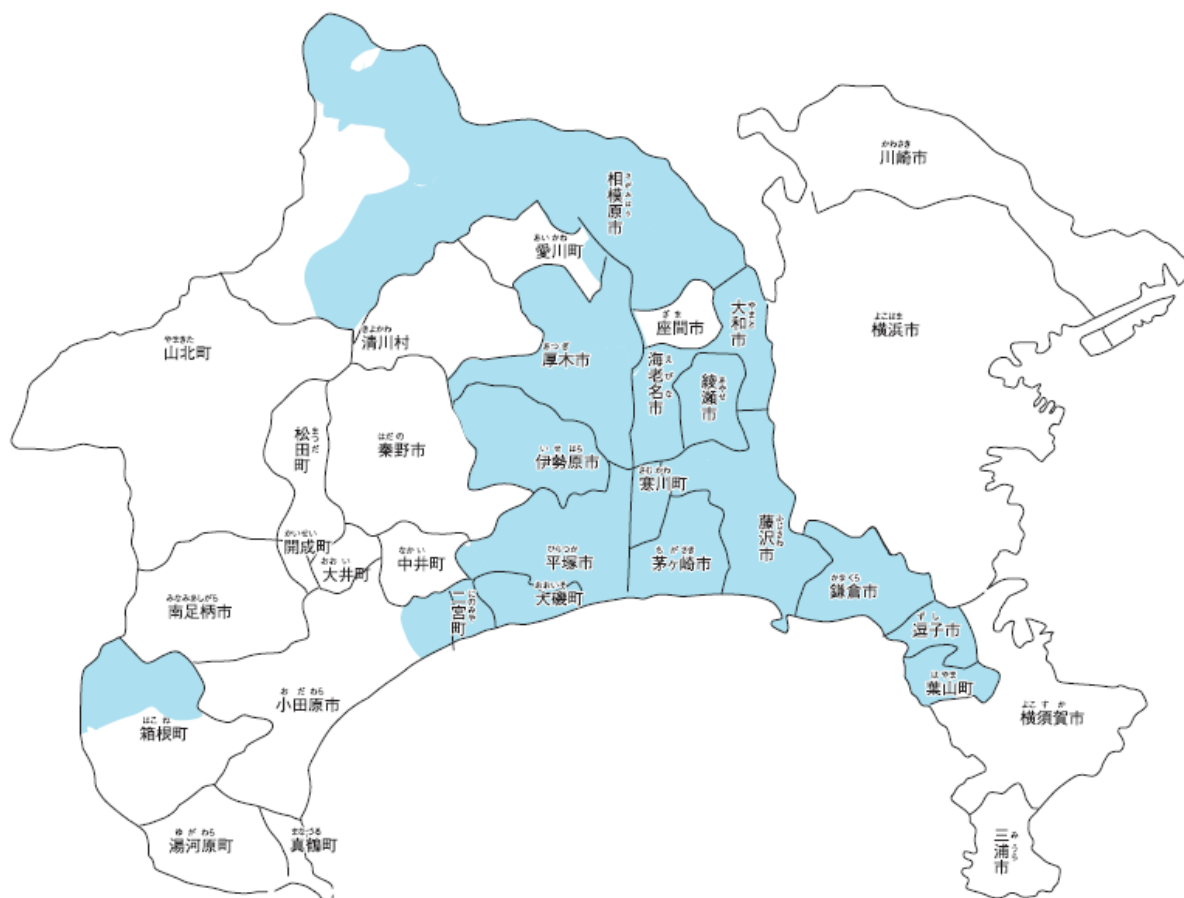
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する次の施設
 - ・ 障害者支援施設、地域活動支援センター
 - ・ 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設

※2 障害者グループホーム等

- 障害者総合支援法に規定する次の施設
 - ・ 共同生活援助を行う施設、福祉ホーム

対象施設へは、改めて5月頃を目途にダイレクトメールを送付いたします。

1 県営水道の給水区域図 (12市6町)



<給水区域の市町>

平塚市（土屋のうち字遠藤原を除く）、鎌倉市、藤沢市、小田原市（一部）、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（一部の地域を除く）、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町（一部の地域を除く）、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町（一部）、愛川町（一部）

2 減免制度の内容

種別	減免対象	減免内容
個人	生活保護費受給世帯	基本料金（710円/月）と基本料金に係る消費税等相当額
	障害者世帯等	
施設	民間社会福祉施設	算定した料金の40%
	民間医療施設（病院）	算定した料金の10%